

平成 24 年 2 月 22 日

葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び  
衛生措置等の基準に関する条例

保健所生活衛生課

1 趣 旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号)が平成 23 年 8 月 30 日に公布され、この法律に基づき公衆浴場法が改正された。

この法改正により、法に基づく条例制定の権限が東京都から特別区に移譲され、従来、東京都条例で定めていた公衆浴場業の衛生基準や許可基準について、新たに葛飾区条例を制定し、定める必要が生じたもの。

2 制定内容

公衆浴場業の衛生管理基準や許可における構造設備基準の内容について制定するものである。現行運用している東京都条例と変更はない。

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

4 周知方法

条例制定後、速やかに各営業者あてに周知するとともに、制定内容については葛飾区ホームページに掲載する。